Ｒ２．１．３０変更

# 週休２日モデル工事の実施の概要

（水産土木工事　限定タイプ）

１．目的

建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり､入職しやすい環境づくりの一環として、建設現場における「週休２日」の確保などによる働き方改革の実現が求められているところです。

建設現場における「週休２日」を確保していくに当たり、現場における現状の課題や問題点を把握するためモデル工事を実施しており、取組みの更なる推進のため内容を改正しました。

２．方針

北海道では建設部がモデル工事を実施しており､水産庁ではフロンティア事業(水産庁直轄発注漁場整備工事）においてブロック製作工事について取組みを実施しています。

道水産林務部水産局では水産土木工事において、平成30年度5月1日以降に入札を行う工事から「週休２日モデル工事（限定タイプ)」を試行しており、更なる取組の推進を図るため発注方式を施工者希望型から発注者指定方式へ変更するとともに、文言の修正等を行いました。

３．適用時期

令和２年４月１日以降に入札公告を行う工事

４．対象工事

コンクリート打設工を行う工事で別に定める工期設定手順（積上げ工期）で週休２日による工期設定を行える工事。

（災害復旧工事、緊急対応工事及び工期末に制限のある工事は除く）

週休２日対象工事は、概ね１７４日前後の工期設定

５．週休２日

本モデル工事における「週休２日」とは、対象期間において、土日・祝日などの休日取得を基本とする。ただし、工事監督員との協議により、やむを得なく休日出勤した場合でも、代休を取得するよう努めることとする。

（年末年始６日間及び夏期休暇３日間は現場閉所日から除く）

※対象期間は、コンクリート打設工を対象期間とする。なお、海上作業船を使用する工種はその趣旨に沿って努力するものとする。

６．発注方式

発注者指定方式とし、週休２日による施工を実施。ただし、４週８休未満の取組となった場合は、現場の閉所状況に応じ減額補正する。

７．経費の補正及び施行評定

４週８休以上の休日の確保を前提に当初予定価格から労務単価(港湾５職種除く）に補正係数（１．０５）を乗じ発注する。

なお、４週８休未満の取組となった場合は、対象期間における現場の閉所状況に応じた補正係数により減額補正する

＜補正係数＞

| | 現場の閉所状況 | | |
|---|---|---|---|
| | ４週６休 | ４週７休 | ４週８休以上 |
| 労務費※ | １．０１ | １．０３ | １．０５ |

※港湾職種（高級船員、普通船員、潜水士、潜水連絡員、潜水送気員）を除く。

機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費等間接工事費の補正は 漁港・空港工事と同様に補正対象としない。

水産土木工事については陸上工種に限るため施行成績評定において加点評価は実施しない。なお、履行できない場合であっても減点措置を行わない。

８．その他

受注者は、モデル工事の検証を行うため、アンケート調査の依頼があった場合は、これに協力願う。